

第6回（2013年）「昭和女子大学女性文化研究賞」選考報告

昭和女子大学女性文化研究賞選考委員会

1. 選考経過

2013年に発行された著作を対象とする第6回「昭和女子大学女性文化研究賞」の選考対象は、自薦・他薦を含む単著と共著28点であった。

第1次選考は、2月5日、3月4日の両日に学内選考委員によって行われ、第1次選考基準に沿って候補作として次の単著2点を選んだ（発行月順）。

石井クンツ昌子『「育メン」現象の社会学—育児・子育て参加への希望を叶えるために—』
（ミネルヴァ書房 2013年4月）

大沢真理『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』
（有斐閣 2013年12月）

これら2点についての第2次（最終）選考は、4月18日に学外選考委員の早稲田大学大学院法務研究科教授 浅倉むつ子氏、内閣府男女共同参画局長 佐村知子氏の出席の下、女性文化研究賞選考委員会で行われた。

検討の結果、候補作2点のうち、グローバルな比較ジェンダー分析によって現代日本の生活保障システムの再構築の道筋を探った大沢真理氏の著作が、研究のスケールと政策的意義において男女共同参画社会の推進を追究する「女性文化研究賞」の趣旨により合致するものと評価され、『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』に第6回「昭和女子大学女性文化研究賞」を贈呈することを決定した。

*参考：第1次選考基準（2008年度、第1回本賞選考時に、選考の目安として確認された）

- 1)単著を優先する。2)テーマが「女性文化研究賞」の趣旨に合い、明確かつ有意義である。
- 3)研究方法、分析視角が優れている。4)著作の独創性と体系性。5)結論、提言の明瞭さ。6)叙述の成熟性

2. 選考結果

第6回（2013年）「昭和女子大学女性文化研究賞」受賞作

大沢真理『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』
（有斐閣 2013年12月）

3. 受賞作の選考理由

東京大学社会科学研究所教授である大沢真理氏は、日本の社会政策研究に社会分析の普遍的な座標軸として「ジェンダー」の視点を最初に導入した研究者であり、社会政策のジェンダー分析では名実ともに我が国の第一人者である。その歴史に残る大沢氏の学会発表「日本における女性労働と社会政策」*が行われたのは、1992年5月に昭和女子大学で開催された社会政策学会第84回大会である。その大沢真理氏を、本日、第6回「昭和女子大学女

性文化研究賞」の受賞者としてお迎えできたことは大きな喜びである。

著者は、すでに 2005 年に本書のタイトルにある「生活保障システム」の概念を提起し、2000 年代後半以降、文部科学省科学研究費補助金による国際比較研究「生活保障システムの比較ジェンダー分析」を精力的に推進してきた。本受賞作は、その大成である。

*大沢真理「日本における『労働問題』研究と女性—社会政策学会の軌跡を手がかりとして—」『社会政策学会年報 第 37 集 現代の女性労働と社会政策』御茶の水書房 1993 年 参照。

本書の受賞作としての意義は次の諸点に認められる。

第 1 は、ジェンダーの視点を重視した「生活保障システム論」に新たに「ガバナンス」の概念を導入し、「生活保障システムのガバナンスの比較ジェンダー分析」の理論枠組みを提示したことである。本書のキーワードである「生活保障システム」とは、エスピン・アンデルセンに代表される従来の福祉国家・福祉レジームの類型論が分析対象とした政府の社会政策、公的福祉に止まらず、家族や企業、労働組合、非営利協同など民間の組織・制度・慣行を視野に収め、それらと税・社会保障制度、労働市場の規制など政府の法・政策が相互に作用して、暮らしのニーズが持続的に充足される、あるいは、充足されない仕組みを指している。この背景には、生活を支える財・サービスの生産を、労働力と財・サービスの商品化を分類軸として 4 つの生産関係で捉える著者の枠組みがある。

著者は 1980 年代前後の OECD 諸国の実態を念頭に、ジェンダーを基軸として生活保障システムを「男性稼ぎ主」型、「両立支援」型、「市場志向」型の 3 類型に分類している。「生活保障システム」の概念・類型化自体、著者独自の理論的所産であるが、本書ではさらに「政府と民間の制度・政策・慣行が織りなす相互作用の効果の総体」を「ガバナンス」と呼び、それがもたらす社会的排除の実態、その結果としての相対的貧困率や貧困削減率を指標に、生活保障システムのガバナンスを評価し、国際比較する枠組みを提示している。

第 2 は、本書が日本社会にとってもつ実証的な意義である。読者は本書の比較ジェンダー分析から我々を取り巻く現代日本の生活保障システムのガバナンスの実体を実証的かつ構造的に把握することができる。ガバナンスの検証に当たって著者が重視するのは、本書サブタイトルに掲げられた「お金の流れ、お金の回りの悪さ」、すなわち所得の格差や偏在、および所得の地域間格差である。

それでは、生活保障システムの類型化において強固な「男性稼ぎ主」型と位置付けられた日本の生活保障システムのガバナンスはどのように実証されたであろうか。

本書第 5 章から第 8 章に至る生活保障システムの比較ジェンダー分析の射程は、1980 年代から 2010 年に至る時間軸と、OECD30 カ国を対象とする国際比較軸から構成されている。著者は、日本の生活保障システムの構成要素として性別・年齢階層別の雇用パフォーマンス、低賃金の水準、制度的な雇用保護、社会保険制度・年金制度の構造、福祉の純負担、公的社会支出の規模と構成、公共投資による機能代替等を分析し、その比較ガバナンスから日本の特徴を導き出している。2000 年代後半の特徴は次のように示される。

①全人口の貧困率並びに政府の所得移転による貧困削減率は 2000 年時点と大差はなく、日本は OECD 諸国で貧困率が最も高いグループに属している。②労働年齢人口の貧困層に着目すると、有業者が 2 人以上世帯の割合がきわめて高い。これは、日本でのみ成人が全員就業する夫婦共稼ぎ・一人親世帯・単身世帯の貧困削減率がマイナスであることに起因する。

対照的に「男性稼ぎ主」世帯では貧困率は軽減されている。すなわち、共稼ぎが必ずしも貧困脱出に結びつかない状況がある。③日本の子どもの貧困率で特質すべき特徴は、日本の有業のひとり親とその子供の貧困率がおよそ 60%と OECD 諸国で突出して高いことである。

以上から著者は、日本の税・社会保障制度には、「男性稼ぎ主」世帯に比してその他の世帯が冷遇されるというジェンダー・バイアスがあり、「段差がある縦割り」の社会保険制度は社会的排除の装置となって、生活保障システムが逆機能するという深刻なバッド・ガバナンスに陥っていると指摘する。

第 3 に強調したいのは、「グッド・ガバナンスに向けて」本書がもつ政策上の意義である。終章で著者は、リスボン戦略から『欧州 2020』へと発展した EU の社会的包摂戦略に着目し、日本社会における貧困の削減、経済格差を縮小する包括的な生活保障システム構築への途を指し示している。著者のめざす政策の方向性は明瞭である。日本における包摂政策の主流化とジェンダー平等の進展に向けて著者の一層の貢献を期待して選考委員会報告としたい。

最後に、今回惜しくも受賞の選から漏れたもう一つの候補作『「育メン」現象の社会学—育児・子育て参加への希望を叶えるために—』に対しては、選考委員会での評価は高く、著者の研究実績に裏付けられた日米の「育メン」に関する包括的な研究の書として多くの方々に推薦したいとのコメントが付された。